擾乱を生ずるの弊を免れ
方ニ御取り付ケ之候ニ付
押立自然御威光ヲ損ずるの而已ならず
一 今般八一条不容易事
對り之候ニ付而ハ
人心ニ疑念ヲ生ずるの三条ニ而
ハ全会ニ
神宮始
敞覧ニ
大閣殿下ニ
午三月十二日連名ニ而
志ニ事ニ
武家ニ
たる願ニ
神宮ニ
敞意ニ
人心疑念ヲ
ニ関係ニ
来候ニ
ニ人ニ
おゐて
御伺ニ付八天
台令各不容易
而已ならず
敞意ニ付
朝庭ニ
而已ならず
敞意ニ付
而已ならず
敞意ニ付

二月廿二日晴陰時々風ト雨

一今朝三条西家ヨリ書状到来

神宮　御仲ニ付容易ナラ

叡意ノ趣ニ而期ヲ以テ人心ヲ

三家以下諸大名ヘ布告

ノ事

叡意ニ依リ此旨ヲ以テ内々関白殿ヘ

一恵篤重病ニ付金弐百次第

ヲ以テ遣ス旨被仰渡

且又右ニ付御内及

皇后ヘ御届ノ事

一　依勅命従二位権大納言中山大納言忠能卿

正親町中納言実徳卿

三條中納言実美卿

八条宰相隆祉卿

中院宰相中将通富卿

橋本宰相中将実麗卿

野宮宰相中将定功卿

外八拾九人

国立公文書館
National Archives of Japan